

2024 年度 日本学生支援機構奨学金

在学採用(秋の二次採用)のご案内

春の一次採用で申込まなかった方や別の奨学金を追加したい方は 以下の手順で申込手続きをしてください。

日本人学生と外国籍学生のうち以下の在留資格の人

<対象在留資格>法定特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等 「家族滞在」の人は条件付きで可 ※在留資格が「留学」の人は申し込むことができません

申込できる奨学金

1. 給付奨学金(返済不要)

採用者は国の「高等教育修学支援制度」の授業料免除/減額も受けられます。

家計基準(収入金額、資産額)及び学力基準(学業成績、学修意欲)などの条件を満たす人が対象です。 【進学資金シュミレーター】であなたが収入の基準に該当するかどうか、おおよその確認ができますので ご活用ください。

※2024年度から多子世帯(扶養している子どもが 3 人以上)が支援対象となりました。(年収による審査あり)

進学資金シュミレーター



2. 貸与奨学金

- (1)第一種奨学金(無利子で借りる)
- (2) 第二種奨学金(有利子で借りる)

申込関係書類の受け取り

※QR コードアクセスは大学アカウントのみ可

申込希望者は下の QR コードから送信のうえ、申込関係書類を受け取ってください。



【書類受け取り期間】2024 年9月 2 日(月)~10 月21日(月) 【受け取り方法】大学窓口で受け取りまたは郵送※を選択

※郵送は9月13日(金)までの申込みに限ります

申込手続き期間

<手続きの詳細は申込関係書類に同封>

	申込手続き期間		奨学金
	スカラネット入力	マイナンバー提出 (支援機構必着)	初回振込日
第1回(11月採用)	9月2日(月)~	~9月30日(月)	月 日(月)
第2回(12月採用)	10月25日(金)	~10月31日(木)	12月11日(水)

【問い合わせ先】

学務総合センター奨学金サポートセンター (コミュニティプラザ 2 階 学生支援担当内)

メール: shougaku@nue.ac.jp Tel:0568-67-7244

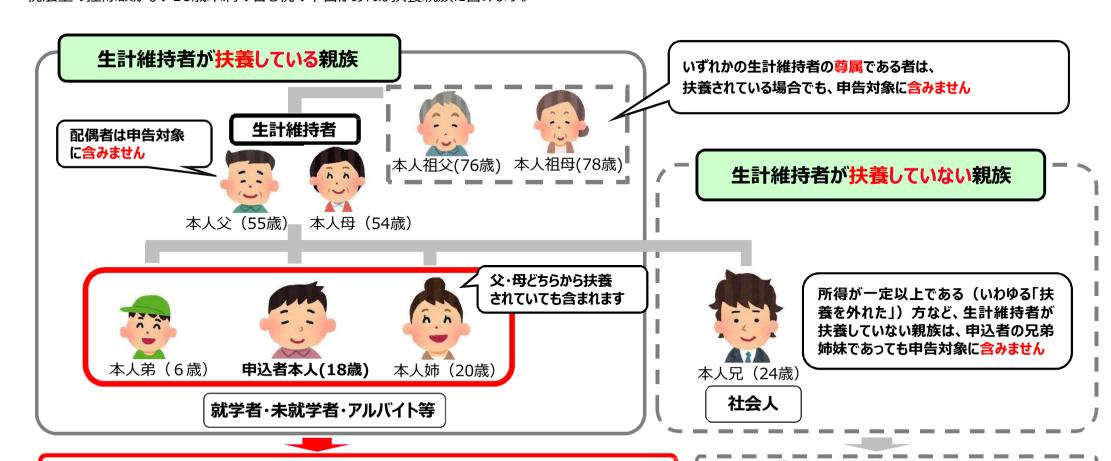
【給付奨学金】支援区分IV(多子世帯)の申告対象となる「子ども」の範囲

【申告対象の考え方】

申告対象となる「子ども」とは、生計維持者2名(原則、申込者の父母)のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、「いずれかの生計維持者の尊属 (注) である者」「扶養する生計維持者の年長者(生計維持者より先に生まれた者)」でない人となります。

- ※**住民税の扶養親族とは、**扶養している親族として<u>税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった方</u>をいいます。 税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。

上記の例の場合、申告対象となる扶養親族の人数は3人です



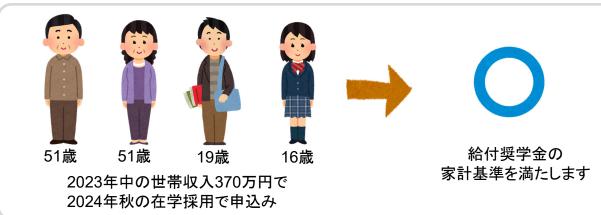
給付奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

- 日本学生支援機構に給付奨学金の申込みをしましたが、<u>認定を受けることができませんでした</u>(不採用となりました)。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか?
- A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、<u>また申し込むことができます</u>。 毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申 し込めば採用される可能性があります。

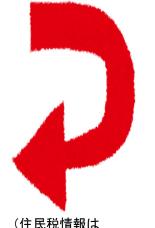
2024年4月の申込みでは2022年の所得に基づく住民税情報、2024年秋の申込みでは2023年の所得に基づく住民税情報により判定されます。 (対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。)

例えば・・・





次の年に状況が 変わっていれば・・・



(住民祝情報は | 2024年6月頃に更新)



これは、<u>給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報(収入の情報)が前年のもの</u>であり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、<u>状況が変化していたら、</u> 次の年の秋に申し込めば対象に なるかもしれません。

詳しい基準は

「進学資金シミュレーター」 で確認してみましょう!





※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。